

いちのせき産業まつり農業祭 出店要領

一関市内及び周辺地域において生産される優れた物産品等を展示即売し、地域物産に対する理解と認識を高め、日常生活の中でその需要を促進するとともに、生産者の意識の高揚を促し、生産者と消費者の交流をもって地域産業の発展に寄与することを目的に「いちのせき産業まつり農業祭」を開催します。

◇ 開催期日

<1日目> 令和8年10月24日(土) 午前9時30分～午後4時

<2日目> 令和8年10月25日(日) 午前9時30分～午後3時

◇ 出店会場

一関ヒロセユードーム

1. 出店資格

- ①一関市に店舗を構え、事業を行っている事業者、または、一関に縁がある食材を利用するなどした一関市内及び近隣都市(気仙沼市、登米市、栗原市)等に店舗を構え、事業を行っている事業者。
- ②出店に際して、保健所の必要な許可および確認が取れている事業者。

2. 申込方法

本出店要領を確認のうえ、「出店申込書」にてお申し込みください。

■ 申込み締切:令和8年9月4日(金)

■ 申込み先:岩手日日新聞社 総務局 担当:佐々木(ま) (FAX:0191-26-5116)

- ※ 小間数は申し込み状況により調整させていただく場合があります。
- ※ 申し込みが多数の場合は、抽選により出店者を決定しますのでご了承ください。
- ※ 各コーナーの出店会場につきましては、事務局に一任いただきます。

3. 出店料

- 出店者は、原則、農業祭の開催期間である10月24日・25日の両日出店が可能な方に限ります。
- 農産物直売コーナー、オーガニックコーナーへ1小間のみ申し込みの出店者に限り、小間代は無料となります。
- ※ 農産物直売コーナー、オーガニックコーナーへの出店者でも、2小間以上の申し込みの場合は、出店料が通常通りかかりますので出店料をご確認ください。
- ※ 出店料の支払方法は口座振込または当日現金払いとなりますので、申込書にて希望をお聞かせください。
- ※ テントを使用しない場合であっても、小間代を徴収します。

部 門	規 格		料 金
農産物直売、 オーガニックコーナー	1 小間:カラーテント 2.5m×2.5m または大テント半間	1小間	無料 ※ ₁
		2 小間以上 ※ ₂	2,500 円／日×小間数
その他コーナー	1 小間:カラーテント 2.5m×2.5m または大テント半間	販売あり	2,500 円／日×小間数
		PR のみ	1,000 円／日×小間数
		キッチンカーでの出店 ※ ₃	5,000 円／日
共 通	電気利用料	1,500Wまで	1,000 円 ※ ₄
		1,501W以上	2,000 円 ※ ₄
	ガスコンロ利用料	1 台あたり	500 円 ※ ₄
	ガスボンベ利用料	1 本あたり	500 円 ※ ₄
	水道設備利用料	調理・洗浄等で大量に水を使用 する場合、もしくは保健所からの 指導で小間内にシンク・水道設 備が必要な場合	1,000 円 ※ ₄

※₁ 農産物直売コーナー、オーガニックコーナーへの出店とは、一関地方で収穫された農産物もしくは農産物を加工した商品を販売することを指します。(1 小間での申込者は出店料なし)

※₂ 農産物直売コーナー、オーガニックコーナーへの出店で、2 小間以上の申込者は出店料がかかります。(2 小間を 2 日利用の場合の出店料は、10,000 円です。)

※₃ キッチンカーでの出店は、車両サイズに関わらず原則2小間での申し込みとします。

※₄ 電気、ガスコンロ、ガスボンベ、水道設備を利用する場合は、日数にかかわらず利用個数につき徴収します。

4. 会場内で調理または加熱するものを出品される方へ

■食品衛生法上(そうざい製造許可、菓子製造許可等)の許可が必要な食品を販売する場合は、必要な許可を受けている事業者に限ります。

■予め申請し、許可を得た商品のみ販売可能です。提供できる商品は、「調理工程が簡易なもので、提供直前に加熱調理が行われるもの」「市販の氷を削ったかき氷」「既製品を単に注ぎ分ける飲物」などに限ります。

※会場での調理・加工はできません。※申請されていない商品は調理販売できません。

■試食品を提供する際は手袋の着用、消毒を徹底してください。また、試食品は長時間放置せず、試食の都度商品を用意し、提供してください。

■保健所による立ち入り検査が実施される場合があります。食中毒、異物混入等の発生予防に努め、衛生面を十分にご注意ください。(当日保健所の指導により運営不可状態になった場合事務局は責任を負いません)

■食品を提供される皆様は、2 週間前から体調の把握と管理に努めてください。

■食品関係の販売商品リストは一括して事前に事務局が保健所に届け出いたしますので、別紙「保健所提出様式1、提供品目の記載」と各種営業許可証を出店申込書と併せて提出してください。

■保健所からの指導により販売品を変更していただく場合があります。

※生肉からの調理については原則、露店販売等臨時営業では許可がありません。

※現地でのくし刺しや包丁、ミキサー等を使用した調理はできません。許可のある施設で加工の上、現地に持ち込み加熱調理してください。

■パック詰めする商品は、「賞味期限」「製造者等」の「表示」を必ず行ってください。

■申請後の販売品の変更は出来ません。

■油を使用する出店者は、床面が汚損するため、必ずブルーシート等を敷いてください。

■販売品の提供(調理)過程における、生ごみ等は出店者で処分してください。

■飲食物の提供を行う店舗は、飲食スペースでの飲食を勧めていただくようお願いいたします。

5. 火災の発生のおそれのある器具を使用される方へ

■一関市火災予防条例により、屋外での催しで液体・固体・気体燃料を使用する器具や電気を熱源とする器具を使用する場合は、消火器の準備と消防署への開設届出が義務付けられています。対象となる器具等は次のとおりです。

●ガスコンロ●ガスボンベ●電気コンロ(ホットプレート等を含む)●グリドル

●発電機●その他のガソリン使用器具等

■当日は出店者ごとに必ず消火器をご準備いただきますようお願いいたします。

■別紙「露店等の開設届出書」を事務局で一括して消防署へ提出しますので、出店申込書と併せて提出してください。

■消防署による立ち入り検査が実施される場合があります。申請いただいた小間レイアウトは消防署へ提出しますので、提出された通りのレイアウトで小間設置をお願いします。(当日消防署の指導により変更・運営不可状態になった場合事務局は責任を負いません)

6. 買い物袋について

■買い物袋等は出店者で準備してください。

■令和2年7月1日よりプラスチック製買物袋有料化がスタートし、当イベントも対象となります。無料で使用可能となる買物袋等は、下記を参考にしてください。

1. プラスチックフィルムの厚さが 50 マイクロメートル以上のもの(繰り返し使用が可能で、プラスチック製買物袋の過剰な使用抑制に寄与する)
2. 海洋生分解性プラスチックの配合率が 100%のもの(微生物によって海洋で分解されるプラスチック製買物袋は、海洋プラスチックごみ問題対策に寄与する)
3. バイオマス素材の配合率が 25%以上のもの(植物由来がCO2総量を変えない素材であり、地球温暖化対策に寄与する)

7. その他

■ 農業祭の会場敷地内は全て禁煙です。敷地内での喫煙はできません。

※ 喫煙が確認された場合は、次年度からの出店をお断りする場合がございますのでご留意願います。

■ 感染が急拡大している時期や場面によっては、これまでの取組を参考に感染対策を強化していくことが考えられます。

■ 出店される方は、イベント終了後、アンケート調査の回答書提出を**必須**とさせていただきますので御協力をお願いいたします。

[問合せ・申込み先] いちのせき産業まつり農業祭 事務局請負

株式会社 岩手日日新聞社

担当:総務局 佐々木愛・門間理香

〒021-0822 一関市東台 14-37

TEL:0191-26-5114(総務局) FAX:0191-26-5116

Mail:eigyou@iwanichi.co.jp

主 催

市町村担当:一関市農林部農政推進課 農政企画係

担 当:吉田

〒021-8501 一関市竹山町 7-2

TEL:0191-21-8421 FAX:0191-21-4221

Mail:noseisuishin@city.ichinoseki.iwate.jp

提出必須書類チェック欄(ご活用ください)

※出店に必要な書類を 9 月 4 日までに全てご提出願います。

★全出店者提出書類

	書類名	チェック欄
①	申込用紙	

★保健所提出書類(食品および加工食品提供者のみ)

	書類名	チェック欄
①	保健所提出様式	
②	平面図	
③	提供品目の記載	
④	各種営業許可証の写し	

★消防署提出書類(火気の取り扱い店舗のみ)

	書類名	チェック欄
①	露店等の開設届出書	
②	平面図	